

特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書について  
本市議会は、国会及び政府に対し別紙のとおり意見書を提出する。

平成25年12月19日提出

議会議員	加	藤	なを子
同	土	屋	俊則
同	柳	沢	潤次
同	原	田	伴子
同	青	木	仁子
同	脇		礼子

## 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書

「特定秘密の保護に関する法律」は、11月26日に衆議院、12月6日に参議院において、政府、与党の強行採決によって可決・成立された。

同法は、政府の判断によって、特定の情報を恣意的に「特定秘密」と指定することができ、事実上、永久的に国民に隠し続けることができる法律である。「何が秘密かは秘密」だとして、国民の「知る権利」が奪われ、「秘密」と知らないまま「秘密」に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰され、議員の調査権、質問権も乱暴に侵されることになる。「第三者機関」なるものをつくっても、法律の危険性には変わりはない。

法案提出からわずか1カ月余り、審議時間は衆議院、参議院合わせて70時間にも満たないものであったが、審議をすればするほど法案の問題点が噴出し、国民の反対の声が増していった。世論調査においても過半数が反対し、8割が慎重審議を求めているように、国民の問題意識も強かったにもかかわらず、特別委員会で突然質疑を打ち切り、強行採決となった。このような議会制民主主義の破壊は、かつてないことである。

同法は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく踏みにじる違憲立法である。

よって、国会及び政府におかれては、特定秘密の保護に関する法律を即刻廃止するよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長	} あて
参 議 院 議 長	
内 閣 総 理 大 臣	
外 務 大 臣	
防 衛 大 臣	
内閣府特命担当大臣 (特定秘密保護法担当)	